

兵庫県における裁判員制度第1号事件の公判開始にあたっての会長声明

本日、兵庫県における、裁判員が参加する初めての公判が神戸地方裁判所で始まりました。

弁護士会は、従来から、市民の司法参加を主張していましたが、兵庫県においても、本日、裁判員制度による初めての公判が始まったことは、大変重要な意義があります。

裁判員制度は、市民が刑事裁判に参加して、裁判官と共に、被告人が有罪か否かを判断し、有罪の場合は、刑の重さまで決める制度です。このような市民の司法参加は、市民の健全な社会常識を裁判に反映させ、司法に民主主義を実現するものです。さまざまな経験や知識をもった市民が、「有罪とするのに疑問の余地はない。」と確信できないときは、被告人は無罪とされます。このような「疑わしきは罰せず」という原則を貫いてこそ、無実の市民を誤って処罰する冤罪を防ぎ、かけがえのない自由と権利を守ることができます。

裁判員制度は、始まったばかりであり、実施状況を検証し、よりよい刑事裁判実現のために、3年後に見直しが予定されています。そこで、当会も、裁判員制度の実施状況の検証を行う予定です。そのためには十分な情報が必要であることから、裁判員の守秘義務の緩和がなされるべきものと考えます。

また、裁判員制度を成功させるためには、取調べの適正化を図るとともに、裁判員が自白の任意性・信用性を判断できるよう、捜査当局が取調べの全過程を録画することが不可欠です。当会は、取調べの全過程の録画を強く求めます。

当会は、兵庫県において裁判員制度の第1号事件の公判が開始された意義ある日を迎え、この制度が、市民が参加し、無罪推定など刑事裁判の原則に忠実なよりよい裁判になるよう、制度のあり方を検証し、運用改善と制度改革がなされるよう努めていく決意を表明するものです。

2009年（平成21年）9月7日

兵庫県弁護士会
会長 春 名 一 典